

平成 1 8 年 1 2 月 2 8 日  
於教育委員会会議室（秀栄ビル2階会議室）

# 平成 1 8 年第 2 4 回 立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

平成18年第24回立川市教育委員会定例会

1 日 時 平成18年12月28日(木)

開会 午後1時32分

閉会 午後3時37分

2 場 所 教育委員会会議室(秀栄ビル2階会議室)

3 出席委員 藤 本 靖 古 木 光 義  
牧 野 征 夫 小 林 章 子  
大 澤 祥 一

署名委員 小 林 章 子

4 説明のため出席した者の職氏名

教育長 大澤 祥一

教育部長 吉岡 正生

総務課長 渡邊 博

学務課長 島田 文直

指導課長 樋口 豊隆

指導主事 浅野 正道

学校給食課長 佐島 彰

生涯学習課長 府中 義則

体育課長 田中 博

公民館長 宿澤 正則

図書館長 藤田 力

5 会議に出席した事務局の職員

総務課庶務係 五十嵐 敏行

## 案 件

### 1 議案

( 1 ) 議案第 1 9 号 立川市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について

### 2 協議

( 1 ) 事業後援について ( 4 件 )

### 3 報告

( 1 ) 平成 1 9 年度学校教育の指針 ( 案 ) について

( 2 ) 事業後援について ( 3 件 )

### 4 その他

平成18年第24回立川市教育委員会定例会議事日程

平成18年12月28日  
教育委員会会議室

- 1 協議  
    (1) 議案第19号 立川市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について
  
- 2 協議  
    (1) 事業後援について(4件)
  
- 3 報告  
    (1) 平成19年度学校教育の指針(案)について  
    (2) 事業後援について(3件)
  
- 4 その他

---

開会の辞

藤本委員長 ただいまから、平成18年第24回立川市教育委員会、本年最後の定例会を開催いたします。

本日の予定は、お手元に配付のとおりでございます。

署名委員に小林委員、お願いいたします。

小林委員 はい。

---

議 案

(1) 議案第19号 立川市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について

藤本委員長 1番の議案、(1) 議案第19号、立川市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について、学務課長、お願いします。

島田学務課長 議案第19号、立川市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

提出期日は、平成18年12月28日、本日であります。

提出者は、立川市教育委員会教育長、大澤祥一であります。

提出理由につきましては、現在、住民登録の届出手続きにおける市内転居及び他市からの転入者に対しては、学校指定通知書の発行事務を住民登録担当課であります市民生活部市民課に依頼しています。平成19年1月から、立川市全体が基幹系システムが稼動することに伴いまして、学校指定通知書の立川市教育委員会印が電子公印へと変更されます。このことから立川市教育委員会公印規則の一部を改正する必要性が生じました。

立川市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の改正内容を読み上げます。

立川市教育委員会公印規則(昭和25年立川市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

(電子計算処理による公印)

第2条の2 電子計算組織を利用し、電子計算処理により証明、通知等の事務を行う場合は、当該事務で使用する公印の印影を光学画像読取装置により読み取り、磁気記録媒体に記録したものに係るプリンターから打ち出したものを、公印の押印に代えることができる。

附則 この規則は、公布の日から施行する。

以上であります。

藤本委員長 説明が終わりました。何かご質問、ご意見ございますか。特にないかと思いますが、いかがですか。いいですか。

〔「はい」との声あり〕

藤本委員長 新旧対照表もついていますので、おわかりいただけるかと思います。

それでは、以上のとおり承認するという事でこの件は終わりにしたいと思いを。

---

## 協 議

### (1) 事業後援について(4件)

藤本委員長 協議に入ります。

(1) 事業後援について、4件ございます。生涯学習課長、説明をお願いします。

府中生涯学習課長 それでは、協議事項としまして事業後援4件、申請が出てございます。よろしくご審議をお願いしたいと思います。きょう配付しました資料でご説明をさせていただきます。

1件目でございますが、財団法人立川市地域文化振興財団から申請が出されております。

事業の内容でございますが「まちおんフェスティバル～たちかわストリートミュージシャンライブ2007～」という事業名でございます。

1枚おめくりいただきまして、事業後援申請書へ目を通していただきたいと思いを。

日時は来年の3月18日の日曜日でございます。時間は1時から6時ごろまでということ。場所は、市民会館大ホールを予定されているそうです。

対象者は、一般市民、予定の500人程度ということ。

事業の目的でございますが、「音楽のいきづまち立川」の実現へ向け、老若男女あらゆる人に対して、音楽を通したまちづくりへ関心をもっていただくことを目指して開催します。立川周辺で活動するミュージシャンに発表の場をつくり、市民とミュージシャンの交流を深めるとともに、表現者としてミュージシャンのステップアップを応援していきます。また、フェスティバル開催を通して、人と人が出会い、活動する、活気と潤いのあるまちづくりを目指します、という事業目的でございます。

事業の内容でございますが、出演バンドについては公募です。応募多数の場合は選考して、15バンドに限定するということでございます。各バンドの持ち時間は概ね20分ということでございます。主催は立川市地域文化振興財団とまちおんフェスティバル実行委員会、立川まちおんということでございます。立川市が共催事業としてございます。主催団体の役割分担が書いてございます。財団は会場の提供と広報活動、まちおんフェスティバル実行委員会は出演バンドの募集、企画全般、広報活動、立川まちおんは資金提供、賛助金獲得、広報活動等ということ。

関連事業としまして、ミュージシャンに活躍の機会を提供するとともに、まちの活性化に貢献するため、たちかわの過去・現在・未来など、たちかわをイメージした歌を募集・選考するという事で関連事業が書いてございます。

入場料は有料でございます。出演者からお金をいただくというようなことでございます。出演者が40人ぐらい予定されているそうです。

青少年・障害者等への配慮ということで、特にないと。

共催団体は立川市。

他の後援団体はありませんということで、初めての事業でございます。

有料でございますので収支予算書を添付させていただきました。自己資金と参加費、それと市民活動センター助成金をいただいて、協賛金をいただいて約 400,000 円の事業規模になってございます。

支出の部でございますが、報償費が 100,000 円、印刷製本費が 100,000 円、あと大きいところで、委託料ということで 100,000 円ということで出てございます。

以上、1 件目でございます。

続きまして 2 件目でございます。L I V E ! 憲法ミュージカル i n さんたま実行委員会という団体から申請が出てございます。

事業の内容でございますが、「L I V E ! 憲法ミュージカル i n さんたま」という名称です。事業日時が来年の 5 月 6 日・20 日・26 日・27 日の 4 日間。立川市市民会館ほかということで、有料の事業でございます。

申請書のほうでご説明させていただきます。ところの欄でございますが、立川市民会館大ホールと書いてございますが、ほかに町田市民ホール、ルネこだいら、八王子市民会館ということで、この期間中実施をしていきたいということで、実施日がほかの施設を使ってやるものも含めて書いてございます。

この事業の対象者でございますが、一般市民ということで、全部の事業ということで約 5,000 人が対象になるだろうというように書いてございます。

事業の目的でございますが、市民参加のミュージカルという芸術作品を通し、市民に憲法を身近なものとして捉えるきっかけをつくる。

事業の内容でございますが、(1) としまして、憲法をテーマにした市民ミュージカルの制作・公演。(2) としまして、公演地が 4 ヲ所ございます。5 月 6 日から 5 月 27 日でございますが、町田市民ホール、ルネこだいら大ホール、アミューたちかわ大ホール、八王子市民会館の 4 会場で、4 日間実施するという事業でございます。(3) ですが、作品創作については、脚本、演出、音楽、振り付けをプロのスタッフに依頼し、オリジナルの作品を創作する。(4) としまして、出演者は市民から広く一般公募を募るということで、ミュージカルを演ずる方が概ね 100 人程度ということで企画されております。(5) は、出演者は 2007 年 1 月～4 月までの間の週末とゴールデンウィークに制作スタッフの指導のもとに歌や踊りの練習を行う。(6) としまして、非営利の事業であり、必要とする費用についてはチケット販売、賛助金等の収入で賄うという事業の内容でございます。

有料事業でございます。入場料として大人 2,500 円、学生 2,000 円、小人 1,500 円という入場料を徴収するというところでございます。

青少年・高齢者等への配慮でございますが、有でございますが、公演については手話通訳を予定。車イスについては専用席を用意すると。学生、小人には入場料を低く設定するというので、2,000 円、1,500 円ということで低く設定されているということでございます。

共催団体はございません。

他の後援団体としまして、承認済みもあれば申請予定ということがございます。その他の欄でございますが、朝日新聞立川支局、毎日新聞多摩総局、東京新聞、そして他の自治体としまして八王子市、小平市、町田市の各教育委員会、申請予定ということでございます。

有料の事業でございますので、つぎのページにこの事業の予算書を提出していただいております。収入はチケット収入、賛同金、町田、小平、立川、八王子ということで、この数字は裏のページに参考資料があるのですが、要は全席満席というようなことでチケットを売った場合の収入金額を上げておまして、八王子市が4,221,000円ということでございまして、八王子市が、受け皿が1,453名が入れるだろうというようなことでそのような数字を出してございます。ですから事業予算のほうで見ますと、席の収入の金額が各市によって違うということでございます。続きまして、広告料をいただく予定だそうです。そして、ミュージカルに参加する、公募される100人の方から1人8,000円の参加費を別に徴収して稽古をするという内容でございます。

支出でございますが、作品制作費で約4,200,000円、運動制作費で2,650,000円、公演費ということで会場使用料等々含めまして5,350,000円ということでございます。予備費が1,427,000円、13,627,000円の大きな事業費で、4会場でのトータル事業予算書でございます。裏のページにこの収支予算書の会場別の収入、支出が出てございます。

先ほどご報告したものに間違いがございます。立川市の場合は市民会館が席が1,452席でございます。八王子市が1,870席ということで、チケット収入は100%入るという計算をしているような予算書でございます。

続きまして、この団体はこの事業をやるために実行委員会をつくりまして、その実行委員会の規約を提出していただきました。

1条を読ませていただきますが、本実行委員会は、多摩地域での憲法ミュージカル開催等を通し、観客を含めたミュージカル関係者の親睦を深めるとともに、憲法につき学習することを目的とする、ということでございます。第2条は名称で、本実行委員会の名称を「憲法ミュージカルinさんたま実行委員会」とする。第3条は所在地ですが、日野市日野本町ということで所在地を置いています。第5条に部会がありますが、総務部会、企画部会、広報部会、財務部会というように書いてございます。第6条に地域実行委員会。本実行委員会には、次の実行委員会を設置する。としまして立川地域実行委員会。裏のページには八王子、小平、町田という地域実行委員会があります。会の役員構成でございますが、実行委員長、地域実行委員長、部会長という構成になっています。第9条でございますが運営方法で、実行委員会は、月に数回程度、定期的に会議を開催するというところでございます。つぎのページに役員の実行委員長名が書かれているものを提出していただきました。立川市地域実行委員長は小林善亮さん、八王子の方は與那嶺さん、小平市は津村さん、町田市は鈴木さん、あとは部会長等々で、立川市は小林光さんということでございます。

立川市に申請をしてきていただいたときの代表者ですが、実行委員長でございまして、小林善亮さんは弁護士でございます。



つぎのページでございますが、これを今、会員募集をするということでの募集パンフレットを添付させていただいております。

新聞記事がございましたので、今、配付をさせていただきます。

新聞記事を見つけることができましたので参考にご紹介させていただきます。

10月18日朝日新聞の記事でございます。舞台の上で憲法を考えるということで、この実行委員会は弁護士さんたちで構成されているということで、多摩地域の若手弁護士が来年5月に憲法をテーマにした市民ミュージカルの公演を計画している。ミュージカルへの参加を通じて憲法を考えようと100人からの出演者を募っている。計画しているのは、三多摩地域の法律事務所に所属する20代、30代の弁護士9人。国会でも憲法改正の論議が交わされた中、市民とともに憲法を身近に捉える場が必要ではないかと検討。個人として気軽に参加できる、家族や友人たちにも楽しんでもらえる市民ミュージカルを企画したと。

昨年でございますけれども、埼玉で実施したというように聞いてございます。埼玉、山梨県などで憲法ミュージカルを手がけてきた田中さんに演出などを依頼。9月に「LIVE！憲法ミュージカル in さんたま実行委員会」を発足させた。ミュージカルのテーマは平和で、舞台は沖縄。木の聖霊を登場させ、平和や憲法を考えるストーリーを出演者の性格なども考慮しながらつくりあげていくという。

12月10日午後1時から日野市の新町の交流センターで同実行委員会のオーデションを。もう既にオーデションを終わってございます。

そのようなことで町田、小平、八王子、立川市で予定しているという記事が載ってございます。裏のページにも同様の新聞記事が出ております。毎日新聞でございます。

以上、2件目の説明を終わらせていただきます。

続きまして3件目でございますが、申請書のほうでご説明をさせていただきます。

特定非営利活動法人自立生活センター・立川精神障害者地域生活支援センターパティオという団体から申請が出てきてございます。

事業の内容でございますが、「精神障害者地域生活基盤整備事業における啓発活動としての映画上映会」だそうです。

来年の2月3日、立川市女性総合センターアイムで実施する、無料の事業でございます。

対象者でございますが、立川市民を対象に200名程度。アイムホールは196人ということでございます、200人程度ということですよ。

事業の目的は、精神障害者への理解を深めるための映画上映会。

内容でございますが、下から5行目まではこの事業に直接は関係ないことが書いてありますけれども、5行目あたりに、精神障害を持つ市民が主体的に暮らせるような仕組みづくりを行う。そのため、市民における精神障害者への理解を推進し、精神障害者が地域で受け入れられ、ともに暮らすことのできる体制づくりを目的として、映画「ビューティフルマインド」を上映するということでございます。この映画はなかなか評価が高いという映画と聞いてございます。

映画会ですが、入場料は無料でございます。

安全への配慮は、行事保険に入っている。

青少年・高齢者等への配慮については、車椅子に対応したいということでございます。

共催団体はございません。

他の後援団体として、立川市と、その他として立川市社会福祉協議会。

初めての事業でございます。

続きまして4件目の協議分をご説明させていただきます。ホリデースクールわかばボランティアコーディネーター若葉小学校部会から申請が出てございます。

事業の内容ですが、「特別支援教育導入に伴う事前研修会」という事業名でございます。

日時は来年の2月17日の土曜日。若葉小学校で実施する、無料の事業でございます。

事業後援申請書のほうでご説明させていただきますが、この若葉小学校部会の部長として小林さんという方から申請が出ているのですが、この方はホリデースクールわかばの役員ということで、この部会の会長をなされている方です。

対象者は、若葉町地域3校の保護者、そして若葉町地域及び近隣の市民の方ということで、特別支援教育に関心のある方というように書いてございます。概ね100人ぐらいを予定しているというように聞いてございます。

事業の目的でございますが、障害について学ぶことにより、ノーマライゼーションを理解することを目的とする。ひいては特別支援教育が導入されることに至った意義を理解することになり、全ての子どもたちがより健やかに生活できる環境づくりへとつながるものとする、というような事業目的でございます。

事業の内容でございますが、仮題でございますが、「いいとこ探しでやさしい子育て」というような講演会というのでしょうか、研修会のタイトル名です。講演会の講師が書いてございます。東京都立あきる野学園養護学校の校長先生をしておられます池田敬史先生でございます。講演の内容でございますが、特別支援教育に伴う事前学習の一環として障害について理解することから、子どもとの接し方を広く学ぶ場とする。一昨年から3度目の研修となるので、導入を目前に控え、より深く障害への理解につながるものとしたいということで、事業の内容でございます。

この研修会は無料の事業でございます。

青少年・高齢者・障害者等への配慮は、特にございません。

共催団体もございません。

他の後援団体もございません。

申請団体の連絡者は吉野由美子さんということで、この方もホリデースクールの役員をされているということです。

以上4件、協議申請分として資料をもってご説明をさせていただきました。

藤本委員長 ありがとうございます。4件の説明を一括していただきましたが、協議事項でございますので、1件ずつ進めてまいりたいと思いますので、よろしくご協議お願いいた

します。

まず1番、「まちおんフェスティバル～たちかわストリートミュージシャンライブ2007～」というのがございます。これについてのご質問、ご意見をいただきたいと思います。

少し伺いますが、これは出演者が払うのですね。生涯学習課長。

府中生涯学習課長 バンドが15バンドと。その中にバンドの構成員が3人もいれば5人もいる。そのバンドの人数に対して1人1,000円いただきたいというような事業で、だいたい40名ぐらい。だから1グループ3人とか。

藤本委員長 そうしますと、対象者は一般市民500人と書いてありますが、この人たちは無料ということになりますね。

府中生涯学習課長 無料です。

藤本委員長 ということだそうですので、確認だけさせていただきました。

はい、小林委員。

小林委員 これはたちかわストリートミュージシャンライブということなので、路上で演奏している人たちも含まれるわけですね。立川市としては、そういう方たちを応援するというような考えでよろしいのでしょうか。

藤本委員長 生涯学習課長。

府中生涯学習課長 小林委員さんがご質問したとおり、立川市はこのストリートミュージシャンの事業を音楽のいきづくまちづくりということで、このグループの人たちの活動を支援しているというようなことで、担当部局が文化振興のほうでやっておりますが、先般、楽市のところにストリートミュージシャンが演奏できる会場を2日間つくりまして、聞くとことによりますと100団体ぐらいが出たということで、そのような形で活動を支援しているということです。

今回は、ストリートミュージシャンなのですが場所が、市民会館という会場でやるということがなかなかユニークかなというような気がします。

いま部長から指導されましたが、ストリートミュージシャンについての活動は、立川市が支援してございます。

藤本委員長 小林委員。

小林委員 そうすると、駅前のデッキのところで活動している人たちも含まれるのですね。あそこでやるということの問題は解決しているのですか。

藤本委員長 生涯学習課長。

府中生涯学習課長 ご質問の趣旨ですが、ストリートミュージシャンの活動についてご意見等々があるというのは聞いてございまして、それをきちんとするというような市民委員会みたいなものをつくりまして、一定の活動を支援するというような形で動いているというのは聞いてございます。ただ、コンコースの中ではできないのですけれども、そこでやっている音楽活動については、騒音もあるというようなことでいろいろ意見を持っている市民も多くいらっしゃいますが、そこいらの取り扱いについてはその委員会等で常に検討していくとい

うようなことで、私のところでは聞いてございます。

藤本委員長 牧野委員。

牧野委員 今のコンコースの問題は東京都も同じだけれども、ある一定の演奏能力というか、どういうふうに言ったらいいのでしょうか、そういう知識だとか演奏力だとか、そういうものがある方を選定した中で出演を決める。東京都は認定証を出していますね。

ああいう形の中で立川市もたぶんやっぺらしているのではないかと思うのだけれども、そういう認定証を出しているか出してないかは別にして、ああいう、コンコースでやっているようなあの形の中ではちょっと違うのではないか。それとは別に考えていったほうがいいのではないかと思うのですよ。これははっきりと地域文化振興財団に聞かないとわかりませんけれども、たぶんそういう形ではないかと思ひます。

藤本委員長 教育部長。

吉岡教育部長 質問の趣旨ですけれども、いま牧野委員が言われたように、立川市は東京都並にまではいっておりません。ただ、ストリートミュージシャン、これが各地でいろいろと。では、何か決めをつくらなければいけないだろうということで、幾つかのグループの代表者が集ってルールをつくってあります。しかしながら、それは全部ルールをつくったメンバーであるかという、そうではありません。

それが今いろいろと騒音ですとか、自由勝手な所でやっているということですが、今回また成人式にも市のほうで呼びます。これらについてのグループはルールを守ってくれているメンバー、これもそういう基準でございます。しかしながらこれは許可だとか免許を与えているというメンバーではございませんが、ひとつのグループングした中でのルールづくりに協力している、そしてこの街を愛し、このルールでやっていきたいと思いますというグループであって、あそこに出ているもの全部を対象として選別したわけではございませんので、その辺のところは、直接こちら選考委員になっておりませんので、この財団で行っている運営自体の中で対応しているというように理解していますが、言われたように、迷惑をかけている団体は入っていないはずで、それは呼んでおりませんので。

藤本委員長 小林委員。

小林委員 こうやって応援するというは、デッキ上でも活動して、その事業を楽しませてもらいたいということで認めていくという方向だと思ひるので、私も立川から日本中に名前が知れ渡るようなミュージシャンが出てほしいですし応援したいと思ひますし、是非聴きに行きたいと思ひます。

藤本委員長 牧野委員。

牧野委員 逆行する形で、ラジオだとか、CDいろいろなものをつくっている女性の歌手が、吉祥寺の井の頭公園で演奏活動をやっていますが、それを中止するという方向に動き始めたのですよ。それがどういう動きなのかちょっと私もわからないのですけれども、あそこでやっているミュージシャンだけでなくマジックや何かもすべてですけれども、そういう動きになってきているところがあるというように聞いていましたので、立川市はたぶんそういう

ものとは違った、東京都が考えているような流れの中に動いているのかなという気がしますけれども、あまり滅茶苦茶やられるよりも、ある一定の統一したものを設けながら育てるということについては、私は賛成だと思うのですね。

藤本委員長 ここにいま申請されている「まちおん」のものと、いま小林委員が質問されたようなストリートミュージシャンみたいなものとは、一緒ではないわけですね。教育部長。

吉岡教育部長 活動している彼たちに色分けはないので、傍から見れば全く同じに見えます。その中でグループされている方たちは、例えば高島屋の前ですとか、そういった一つ決められた所で行っているという団体でございます。

藤本委員長 したがって、そういう団体がこういうところへ申し込めば出られるということですか。

吉岡教育部長 この決め方については、こちらは直接担当しておりませんので、教育委員会の中でこういった意見が出ましたということは主管部のほうに伝えておきます。

この事業については、「賛同を得ていますよ」ということを添えさせていただいてよろしいでしょうか。

藤本委員長 よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

藤本委員長 わかりました。それではこの件はよろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

藤本委員長 これは後援するというところでございます

つぎ、2番目のLIVE憲法ミュージカルinさんたまという件でございますが、これについてのご質問、ご意見を伺います。古木委員。

古木委員 立川市教育委員会の事業後援規程には「政治活動又は宗教活動と認められるものを除く」という規程が第2条にあるのですが、この申請内容を拝見しますと、非常に思想的なおいが強い、特に憲法9条の会との、そういう方たちのメンバーではないかということもありますし、それから、一般市民を対象としているのであれば2,500円の入場料も、これもいかがなものかということもあります。

そして少しお尋ねしたいのですが、他の後援団体名のところに、4市の中でいま立川市が申請されていますけれども、八王子や小平、町田、各市の教育委員会には、この申請が12月8日にこちらで受理されていますが、ほぼ同じころにそれぞれの教育委員会にも申請が出ていると思うのですが、その辺についての情報はわかりになりませんか。

藤本委員長 何点かございましたけれども、生涯学習課長、お願いします。

府中生涯学習課長 最初に質問がございました事業後援の規程の中でのということでご質問がございましたが、立川市教育委員会の事業後援規程についての一文を読んでいただいたのですが、政党活動等々というような言葉がございまして、それについては基本的には事業後援はしないということでございますが、この申請事業につきましては、そういう政党活動ということではなくて、あくまでも憲法を一つのテーマとしたイベント事業というようなこと

でございますので、憲法を一つのミュージカルという手法をもって勉強しよう、学習しようというようなものでございますので、政党の、政治色の強い活動ということでは当てはまりませんので、申請を受理しているというようなことでございます。

そしてこの事業は、先ほどご説明させていただきましたが、立川市以外の3会場でも実施するということで申請が出てございます。他の教育委員会または自治体の後援状況はどうかというご質問でございますが、調査をしてございます。

現時点、きょう時点というようにご理解いただきたいのですが、申請を受け付けて教育委員会にかけているのは、きょうの議題としてかけたのは立川市教育委員会のみでございます。小平市については申請の受理があったと。つぎの教育委員会で協議をするということで、「立川市さんはもう決まったのでしょうか」というような照会が逆にございました。続きまして、八王子市と町田市が事業をするということでございますが、両方の教育委員会に問い合わせをしてございます。八王子市、町田市とも現時点では、きょう時点ということで結構ですが、申請はまだされてないというようなことでございます。

藤本委員長 古木委員。

古木委員 先ほどの生涯学習課長のお答えの中で、政党活動ではなくて、政治活動ですね。特定の政党活動ではなくて政治活動でございますので。

府中生涯学習課長 失礼しました。ちょっと見落としました。

藤本委員長 いまのご説明ですと、むしろ立川の判断を待っているようなところもあるわけですか。生涯学習課長。

府中生涯学習課長 他の団体はまだ申請がないということと、小平市さんではそのような照会が逆にありましたので、立川市教育委員会の判断を少し参考にしたいなという、そんなところが感じられることは確かかなと思います。

藤本委員長 牧野委員。

牧野委員 いま資料としていただいた朝日新聞と毎日新聞の記事をさっと読んでみますと、毎日新聞では、改憲ムードが高まるなか戦争放棄は云々と。憲法9条に関すること等のテーマの中で平和そして沖縄、戦争とは何か、平和とは何かについて考える作品である、こういうように書いてあります。朝日新聞のほうにも、平和で、舞台は沖縄ということで、平和や憲法を考えるストーリーという、ほぼ似たような内容の文章ですけれども、平和ですとか憲法を考えるのはいいのですけれども、やはりまだ、改憲ムードというそういう動きの中ではやや、今の古木委員の言った政治活動云々の中にふれながら、教育の中立云々という我々の基本的な考え方との関係がやはり気になるところでありますので、できればもう少し時間をおいて、他の団体等の処理も鑑みながら動きを進めていかれたほうがいいのではないかと、このように思いますけれども、いかがでしょうか。

藤本委員長 ありがとうございます。小林委員、いかがですか。

小林委員 私はいただいた資料を読んだ限りでは政治的な感覚を持たなかったのですね。本来に憲法の学習という目的でされるミュージカルで、しかもその出演者を広く一般から募集

するということなので、特に偏ったというようには感じなかったのですが、いま新聞も見せていただいたりおふたりのお話を伺うと、憲法の中でも特に9条に関する事なので、ああそうだったのかと今思ったのですが。

藤本委員長 いま何人かの委員さんからもお話がございましたけれども、新聞記事などを読ませていただきますと、何か意図が一つ見えてくるような感じもしますし、果たしてこの団体そのものがどういう団体なのか。一応名前は書いておりますけれども、不明確な、情報が十分でないような感じがするところもあるのですが、その辺で、この団体について何か情報を得ているところがあれば教えていただきたいと思いますが、生涯学習課長、いかがですか。

府中生涯学習課長 ご質問いただいた3人の委員さんのご意見、それなりに私のほうとしても受け止めなければいけないのかなと思っております。きょう、団体から出された申請書類をご用意させていただいたのですが、ご意見を聞きますと、審議するにはまだ不十分なのかなという点が聞こえます。

また、ほかの自治体が立川市を見ているということ。逆に立川市はほかの団体を見たいというようなこともあるかもしれません。そういうことも考えられますけれども、私のほうでももう少しこの団体の活動実績を、活動実績というのは埼玉でやった一つ活動の事例があるということがございます。その資料が、どういう団体がやったのかということ踏まえて情報収集したり、ホームページで情報が載っていないかどうかを含めて、再度情報収集をすることは可能でございます。

藤本委員長 小林委員。

小林委員 もう一つ、ミュージカルのストーリーも大事だと思うんですね、中身が。それがどういうものなのかも知らせていただきたいです。

藤本委員長 というご質問ですけれども、これは公募するという事ですので、公募する団体がいろいろ構成する、内容をどこかで審査するのかわかりませんが、この公演の意図に合ったようなものを公演させるのだらうというように推測されるのですが、その辺も非常に心配ですね。どんなものが出てくるのかというのは開けてみないとわからないというような心配もございますが、生涯学習課長、今少し資料不足のようなお話もございましたけれども、いかがですか。

府中生涯学習課長 委員さんのご意見を踏まえまして、もう少し私どもで資料を収集して、また改めてご協議をいただく場をつくっていただければ大変ありがたいなと思っております。

藤本委員長 皆さん、そういうご意見をいただきましたけれども、立川は5月26日ということでございますので、日にちもございまして、ここで協議するには情報不足のような感じもしますので、ほかの実績なども是非調べていただいた上で、もう一度かけていただくといいのが適当ではないかと思うのですが、委員の皆さんいかがですか。牧野委員。

牧野委員 その前に、実行委員会規約の第1条目的の中に「憲法につき学習する」というのが明記してあるんですね。だから、その中で新聞との関係、第9条との関係というのが出て

きてしまうから、憲法学習をすることは全くいいことなのですが、やはりもう少し、9条との絡みが出てくるとすると考えなければいけないかなということをお考えますと、改めて社会教育委員の方にもう一度検討していただいて、再度提出していただくという方向でいかがでしょうか。

藤本委員長 今そういう意見をいただきましたけれども、そういった内容について調べていただく、資料を収集していただくということと同時に、社会教育委員の会議でもこのことについてもう一度協議していただいて、こういうところは疑問点あるいは不安点、心配の点がありますよということなどをお調べいただいて提案いただければと、このように思うのですが。生涯学習課長。

府中生涯学習課長 今ご意見いただいたように、資料をできるだけ集めさせていただいて、また団体との意見交換をしたりして、そして収集した資料をもって、もう一度社会教育委員の会議の中で検討していただくということをさせていただきたいと思います。その結果をもって、またそのつぎの教育委員会の中でご審議をいただくという取り扱いにさせていただきたいと思います。

藤本委員長 委員さん、よろしいですね。

〔「はい」との声あり〕

藤本委員長 それでは、その件はそういう形で保留といたします。

はい、牧野委員。

牧野委員 今の件でもう1つ、時間的な決定をしていかないと、5月公演ですね。そうしたときに、役者を選定する時間ですとか練習等の中で、それからパンフレットを出すわけですが、そういう中で早いうちにやらないとこの会も困るだろうと思うのですね。時間がないだろうと思うのですけれども、その辺は大丈夫ですか。

藤本委員長 生涯学習課長。

府中生涯学習課長 そのご質問いただいた件は、相手の団体からはスケジュールの問題は確認はしていません。ただ、これは教育委員会事業後援がなければやらないという事業でございますので、そこら辺については立川市教育委員会の判断がまだ時間がかかるということでございますから、パンフレットに後援の団体名を載せたいという意向はあったとしても、手続き的にはいたしかたない部分かなと。ただ、そういう迷惑をかけないように相手の団体に打診をしまして、いつごろまでお時間をいただけるものかということは、相手方と調整したいなと思っております。

藤本委員長 ということでおわかりいただけますね。よろしくどうぞお願いいたします。

つぎの協議に入ります。基盤整備事業における啓発活動としての映画上映会ということです。精神障害者への理解を深めるための映画会ということについてのご質問、ご意見をいただきたいと思います。はい、生涯学習課長。

府中生涯学習課長 先ほど説明が足りなかった部分がございますが、上映映画の「ビューティフルマインド」という映画の内容でございますが、2002年アカデミー賞主要4部門受賞作



品ということでございまして、ラッセル・クロウさんという方が主演する映画でございます。

藤本委員長 そのような映画だそうです。これはよろしいですね。はい、牧野委員。

牧野委員 この団体は、中学校の中で今、八中などが行ったりしていますけれども、心の教育ですとかそういう中で、障害者の方に中学校等に来ていただいて、いろいろ子どもたちにお話していただいたりなどする、メンバーとしてはそういう人たちなのですね。そういう面での協力も教育委員会としていただいていますから、逆に応援をするということも必要だと思いますね。

藤本委員長 そういうご意見もいただきました。はい、小林委員。

小林委員 今、ビューティフルマインドの説明をしていただきましたけれども、もちろんいい映画だということは想像がつくのですが、ストーリー的にこの方たちの目的と合うのかというのが、たぶんそうなのだと思います。今後は、もし映画とか演劇とか出てきた場合は、簡単で結構ですのでストーリーを教えてくださいとよりわかりやすいかなという気がしますので、お願いいたします。

藤本委員長 生涯学習課長。

府中生涯学習課長 申請資料の中に、劇にしても映画にしても、ストーリーがわかるような資料を今後求めることにしていきたいと思えます。

藤本委員長 この件は後援したいというように思えます。

つぎ、4番目の特別支援教育導入に伴う事前研修会につきまして、ご質問、ご意見を賜わりたいと思えます。先ほどのご説明でおわかりいただけたと思うのですが、よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

藤本委員長 それでは、これについては後援するという事に決定させていただきます。

生涯学習課長、よろしくどうぞお願いいたします。

府中生涯学習課長 それでは、2件目の「LIVE! 憲法ミュージカル in さんたま実行委員会」から出されています事業後援でございますが、継続でご審議いただくという取り扱いで、先ほど私がお説明したような資料を集めまして、社会教育委員の会議でもう一度ご審議いただいて、そのつぎの教育委員会でご審議いただくという手続きにさせていただきたいと思えます。

その他の3件はご承認をいただいたということで事務処理させていただきます。ありがとうございました。

藤本委員長 ありがとうございます。それでは、協議は以上で終わります。

---

## 報 告

### (1) 平成19年度学校教育の指針(案)について

藤本委員長 3番の報告に入ります。

報告(1) 平成19年度学校教育の指針(案)について、指導課長、お願いします。

樋口指導課長 それでは、平成19年度学校教育の指針ということで、案としてお示しをさせ

ていただいて報告させていただきます。

きょう委員の皆様からご意見をいただきまして、次回の教育委員会で正本をお示しさせていただこうと、そのように考えているところでございます。

この学校教育の指針でございますけれども、これから各小・中学校が教育課程編成をする際の大変重要な視点に位置づくものでございます。本年度、また新たに修正をさせていただきました。そのことについてのご説明をさせていただきたいというように思っております。「確かな力 やさしい心 個を輝かせ 社会のために」この4本の大きな柱、これは変更してございません。

「確かな力」の中では、確かな力の育成を図る教育の推進ということで、ア、イ、ウ、エ、オ、カと6つの重点の項目を示しております。

まずアにつきまして、昨年度につきましては授業時数の十分な確保をとということでありましたけれども、適正な授業内容の実施と、そういう文言をここに入れさせていただいて、授業時間数の確保だけでなく、授業内容においても適正な実施を示してございます。

ウにつきまして、教員の資質向上につきましては、週案等ということ、週ごとの指導計画等という言葉に改めました。また、教育委員会主催の各種研修等、立川市含めて教育委員会主催の各種研修も充実してきております。そのことを挿入しております。

オにつきましては、小学校入学時の適応指導と幼・小・中の連携から、幼・小・中の連携教育活動の充実というところで、連携から一步踏み込んで教育活動の充実というところで、文面の中でも教育活動ということ、これを挿入してございます。これも幼稚園との連携というのはまだまだでございますけれども、中学校区ごとの教育活動における連携、それも本年度も充実しつつあるところでございますので、このことをお示しさせていただいております。

第2には、「やさしい心」というところで、互いを大切に、やさしい心をはぐくむ教育の充実ということで、一層の充実、このことを入れさせていただきました。昨年度はこの第2の部分は大きく4つの項目でございましたけれども、今回このところが大きくは3つの項目にいたしました。その理由を少し説明させていただきたいと思っております。

第1には、基本的人権の尊重と人権教育の一層の推進ということで、一層という言葉を入れたしまして文面を全面的に改めました。児童・生徒に人権尊重の理念を正しく理解させ、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることが実際の態度や行動に表れるようにする。このことは文部科学省が示しております人権教育の目的、そのことからおとしているところでございます。そのために全体計画や年間指導計画を立てて、全教育活動を通じての人権教育が意図的、計画的に行われるように、そのように文面を改めてございます。

つぎに昨年度イということで示しました道徳教育の充実と豊かな人間関係の育成の部分は、大きく人権教育の中に位置づけられる、やはり豊かな心、道徳教育、そのような考え方に立ちまして、ア-2として、ア-2というように桁を落としまして、そしてさらにいじめのない豊かな人間関係の育成と道徳教育の充実、そのような形で改めさせていただいております。

イにつきましては、問題行動の早期発見、未然防止だけではなくて早期対応ということで

そこを挿入してございます。また、スクールカウンセラーとともに今後一層充実を図ってまいりますハートフルフレンドについて挿入いたしております。

ウ、安全教育につきましては、本年4月から12月まで、特に子どもの住所の聞き取り等の不審電話がかなりございましたので不審電話という言葉、また、児童・生徒の視点に立った地域安全マップという言葉を入れています。

大きな第3点目の「個を輝かせ」というところでは、アについて、児童・生徒のニーズに合った教育の充実ということで、特別支援教育の実施を踏まえて、巡回相談等の活用でありますとか、特別な支援を必要とする児童・生徒と、ここは心身に障害がある児童・生徒という言葉からそこを変更してございます。

ウにつきましては、従来の進路指導の充実・推進から、今自分の生き方を考える、そして中学校では全校で職場体験学習等推進してございますので、小・中学校からのキャリア教育の充実・推進ということでウはその項目を改めさせていただきまして、職業体験から正式に職場体験学習というように文言も改めてございます。

エにつきましても、これも新たに起した項目でございます。クラブ活動・部活動等の充実と推進ということで、文言は学習指導要領からここはとってございますけれども、課外で行われる部活動あるいは小学校の教育課程外のクラブ活動、それを通しての学校生活の充実を図るということで、ここに部活動を新たに起こして、挿入いたしました。

オにつきましては、市民との連携から、立川市が目指しております市民力との連携、そのようなところでございます。

最後の「社会のために」というところでは、今申し上げました部分と重なってまいりますけれども、イの文面の中で市民との連携から市民力との連携と、立川市として意識した文言に変えてございます。

またエにつきまして、開かれた学校づくりの推進の中では、外部評価とともに、学校評議員制度の充実、また現在、児童・生徒による評価等も学校で進めてございますので、自己評価、それは(児童・生徒による評価)というようなことを入れさせていただいてございます。

そのようなことで、本日は案として平成19年度の学校教育の指針をお示しいたしました。また、昨年度はこの指針の中でも特に重要なところは二重丸にするというような示し方をいたしましたけれども、指導課としましては、すべて各学校に対して大事であるということで、その中で各学校がより重点化するものは何かと、学校がその重点化は判断して、校長が判断をし教育課程の編成にあたり、そのような考え方をしております。

ご意見をいただきまして次回の教育委員会で正本をお示しいたいと、そのように考えております。以上です。

藤本委員長 指導課長の説明を終わりました。課長のほうから話がありましたように、本日は案ということで、その柱は変わっていませんけれども、より具体的な内容を付加した、こういう形で提案されております。これについてのご意見をいただき、そしてつぎの機会にこれを決定していきたいと、こういうことでございますので、ご質問、ご意見をいただきたいと思います。

いうように思います。古木委員。

古木委員 大変時期を得た改正案だと思います。その中で、やはり命という文言がどこかに入って、例えば「やさしい心」のところの、自分の命と人の命の大切さとか、そういう文言が入れられたらいいかなというような思いもいたします。

それから、「確かな力」の工のところですが、読書活動、これは例えば保護者が来て子どもたちに読み聞かせをするとか、そういう市民力の活用とかそういうものが何か入らないかなということを感じました。

つぎのページのア-2にいじめという文言があります。このところの2行目に「かわりあい」というのがありますが、声をかけあうとかあいさつとか、そういうことが入らないかという希望があります。

それからその行の後ろのほうに「いじめのない」という、この「いじめのない」表現に弱い者いじめとかそういうことは表現としてはまずいのかなと。しかし弱い者をいじめる、弱い者はどういう人が弱い者というのが子どもたちにはわからないのではないかと思うのですね。弱い者いじめ、これは先生に対する指導指針ですからそんな細かいことを言うこともないかもしれません。

それからそのつぎのイ、問題行動の早期発見。問題行動ですけれども、例えば具体的には校内の飲酒、喫煙、夜遊びとか、そういう問題行動、そういうものがどこかに書ければというように思います。問題行動はたくさんあるものですからそれに気がつかないということがあっちこちの学校で出ているのだと思います。ある体験談を聞きますと、「副校長先生が校内をよく見回って声をかけてくれたからうちの子は不登校にならないで済んだ」と、こういうような体験談も聞いておりますので、問題行動というものに対しては、それを発見するには、よく子どもさんたちを、校内を見回って早くに発見すると、こういうようなことも大切なのではないかと思います。

たくさんありますので、箇条書きにして樋口さんのほうへ送りたいと思います。

藤本委員長 ありがとうございます。幾つかまとめてお話いただければと思いますが、牧野委員どうぞ。

牧野委員 まず1番で「確かな力」の中の十分な授業時数の確保や適正云々と書いてありますね。その中でもっと授業時数の適正かつ弾力的な活用と、弾力的なという部分をもう少し強調してあげて、学校の特色というその部分をもう少し強調してあげたほうがいいのではないかというのが1つです。

それから、ウの中の最後の教育委員会主催の云々と続く下のほうに、「授業を見合うなどして」という、授業を見合うという文言が正しいのかどうか、これは非常に曖昧な文言になっていないかなというのが1つありますね。

それから、力の中の健康づくりの問題で、先日も給食関係が出てきましたけれども、「食や」という中で食という言葉を入れていただいたのですけれども、食という言葉がいいのか食教

育がいいのか、そのところは検討していただいたほうが。やはり食教育というように明確に、もっと幅を広げていったほうがいいだろうなというのが1つあります。

それから「やさしい心」の中のアの中の、いま古木委員が言った児童・生徒に云々と下のほうに、自分の大切さとともに他の人の大切さ、これは自他の尊重なのですね。その自他の尊重という言葉を入れると心まで入ってしまいますから、その部分を入れてあげることによって学校がどう判断するか、というのを少し考えさせるというのも一つの方法かなと。みんなこちらから与えるというよりも、学校側で考えながら学校も教育目標を考えていくという方向のほうがいいのかなという気がしました。

それからアの中のイ、あいさつということが今もありましたけれども、僕はもっと、弱者とかという言葉がありましたけれども、いじめは常にあるけれども、それをどうやって解決するかという部分をもう少し、これは現場の問題ですけれども、教育委員会としてその辺のところのヒントを与えるような、そういう文言ができないかなという気がしました。

それからここで抜けているのは家庭教育との連携だろうと思うのですね。学校教育、社会教育、家庭教育とずっと言ってきたのですけれども、今、改正教育基本法の中でやはり重点的に出てきたのは家庭教育の問題が出ていますので、家庭教育との連携という部分を早期発見等の相談の中にも含めて入れられないかなというのが1つあります。

それからウの中では、最近皆さん、我々もわからないようないろいろな操作をしながら友達とのコミュニケーションをとっているいろいろな問題を起こしていますけれども、そういうITの関係、一番下に個人情報の適正と入っていますけれども、やはりもう少しこのところをどういうように入れたらいいか、また考えてほしいのですけれども、適正な活用ということをもう少し重要視してくるのではないかなと。それが安全教育にもつながってくる。例えば携帯電話を使って友達との中でやっているいろいろな事件を起こしていますね。ああいう部分を含めて、何か事故防止の一端を入れていくということは必要だろうなというように思っています。

それからその最後のほうに「市民力」という言葉が4回出てくるのですね。余りにも多すぎるので。確かに立川市の場合には市民力を中心とした様々な計画をし、また市民力を生かすという中で社会教育全体がそちらの方向に動いていることは確かなのですけれども、それにしても少し多過ぎるのかなと。もう少し精査していったほうがいいのではないかなということがあります。

それから、「社会のために」のイの中の「職業観や自ら」という、これは「個を輝かせ」の3番ウのキャリア教育との関係の部分がありますので、ここの連携を図るようなそういう書き方をしていったほうがいいのではないかなというように思うのですね。

最後に4番のエ、外部評価、自己評価、第三者外部評価、これは例えば校内で教員の評価、それから学校全体の評価等ではなくて、今の外部評価ではない別の第三者評価の動きが、東京都でもかなり動き始めていますので、そういう第三者評価に対する部分もこの中にちょっ

とどこかへ載せていただければありがたいかなというように思いました。

大雑把に見て、羅列してしまっていてわかりにくかったと思いますけれども、今言ったようなことで、気になるところはお話しました。

藤本委員長 今までのものを中心に具体的に付加した部分と見直した部分、それから新たに項目を起した部分等々いろいろございます。今の最後の外部評価などというのも、先だっけの連合会の研修会などではもう全く保護者ではない、別の第三者による外部評価といったようなことをだいぶ聞かされてまいりました。ですから、ゆくゆくそういう形にはなっていくのだと思うけれども、今すぐそれができるかどうかというのはわかりませんが、

それから今皆さんがご指摘のところ、それぞれもっともだと思っておりますけれども、ただ全体としての構成から考えてそれがダブルところもあるでしょうし、これはここでこういうことは使ったほうがいいとか、あるいはより具体的なほうがこれがいいのかとかということも、たくさんの課題を出してしまったような感じがいたしますが、もう一回見直していただきたい、このように思うのですが。はい、小林委員。

小林委員 皆さんから出ていたのとダブル部分があるかもしれませんが一応私も。昨年に比べると最近使われてよく耳にする言葉というのが入ってきて、例えばキャリア教育とか特別支援とか市民力とか。食のほうも、食というよりも食教育という言葉が、あと学力向上という言葉も本当に今使われることが多いので、そういう意味はもちろん入っているのですが、言葉としてはそのほうがわかりやすいかなというように思いました。

それから「確かな力」のウのところの教員の資質向上のところ、私は是非、市民とか保護者とかの連携、協力という、そういう気持ちを持って取り組んでいただきたいのでそのような内容が入っていたらいいかなと思いました。

あとは「やさしい心」の2のイのところ、学校教育サポートセンター準備室との連携というのがありますが、今、学校教育サポートセンター準備室がどのような機能をもっているのかというのを少しお聞きしたいと思います。

「個を輝かせ」のエのところ、クラブ活動・部活動というのが入ってきて、本当に子どもが自分の存在を感じられる場という、自分を生かせる場というのは本当にクラブ活動・部活動、大事な場なのですけれども、ついこの間、中学校のPTAの会長との懇談会でその問題が出ていまして、やはり先生方の善意に、好意に頼っている今の状況の中で、これはここに書いて私は少し気がひけるといいますか心苦しい気がしたのですけれども。必要とは思いますが、何か少しでも部活動が充実できるような対策というか方策をとらなくてはいけないなというような気がいたしました。

あとは、外部評価、自己評価のところ、第三者評価というのをこの間勉強してきたのでそういうことも考えていただきたい。それぐらいです。

藤本委員長 例えばいま小林委員さんのおっしゃった部活動のことなどというのは、この間もだいぶ話したけれども問題点をいっぱい含んでいる。教育部長などはその辺一番よくやっていますので、解決できない点も含んでいるのです。ただ、これは一つ

の指針ですので、心としてはそういう方向を目指しているのですよということで、ここへ書いたからそれで解決できるという問題でない、複雑なものも含んでいると思いますが、是非

いろいろ考慮して、できるだけよいものにまとめていただきたいと思います。

いじめの問題もだいぶここで出てきまして、今年の実績から、立川は非常によくやってきたと思いますけれども、こういうことで、また今後はずうっと続けていかなければいけない問題だと思いますので、是非うまくまとめていただきたいと思います。

はい、教育長。

大澤教育長 全体にご意見をいただいて、いまの委員長のお話のクラブ活動・部活動の部分、小林委員が言ったのですが、これは全く新しい項目で、全部ここで挿入したのですね。これは、ここに書くということは教育委員会としては相当勇気のいることなのです。書くということは、では、学校の教育課程で反映しますよと。するのだけれども、教育委員会はどのような対策をちゃんとしてくれるんですかという話になりますから、ここに書いたということで勇気のいるというか、方針があるので謳いました。一応対策としては予算に関係するものがありますけれども、何らかの対応を具体的にするというようなことでご理解いただきたいと思います。ちょっと内容的には詳しくはまだ述べられないのですが、そういう考え方です。

もう1点、牧野委員さんからでしたか、安全教育の徹底と事故防止、IT活用、これはたぶんそのことも含まれているのかなと思うのだけれども、要するにITのメールの活用、これも教育委員会でいろいろ考えましたが、所管部とすると市長部局のほうで、前向きに、予算的に考えているということで、その部分ではIT、この中に盛り込むというそういう方向ではいます、現時点では。

藤本委員長 牧野委員。

牧野委員 今の教育長のお話のITの問題、これは市が考えている安全対策のほうの部分と、これはあくまでも教育委員会が示す教育指針ですので、やはりそのところはITの明確な部分を少し入れたほうが、重複していいと思うのですね。よりそういう部分で安全管理をしなければいけないよという強い意思を示すだろうと思うのです。それは、特に学校等に示すものはあっていいかなという気はします。これは検討していただいて、よろしく願います。

それからもう1つ、全く別に、先ほど小林委員からも出てきましたけれども、学校教育サポートセンター準備室という、この中の充実を考えていると思いますけれども、この関係、中学校の特別支援教育と絡みながら出てくるのですけれども、情緒障害の問題と不応学級の問題等の関係の中で、やはりこのところの整理をしていかなければいけないのではないかというのが1つ。

それから、それに絡めて教員研修がありましたけれども、教員研修の中のサポートセンターとは違って、やはり教員研修を充実するという、指導力を向上させるという意味からも含めて、もっと、卒業する、これから出てくる校長先生方を活用した研修センターのような形

をもっともっと充実させていくという、こういうところはたぶん検討されていると思いますがけれども、その部分の内容も含めて、予算化も含めて考えていただきたいなというように思います。

藤本委員長 教育長。

大澤教育長 最初に指導課長が説明したでしょうか、学校教育の指針の位置づけ、考え方なのですが、これはもう既に学校では19年度の教育課程を編成準備に入っている。その教育課程を編成するときには一つの方針を、方向性を出しましたので、これを頭に入れながら各学校で教育課程を編成していただきたいという意味での指針なのですね。

これはご存じの方もいるかもしれないけれども、最初は学校教育の方針というようにつくったのです。ところが、今学校教育というのは、それぞれの学校はかわっていていいんだよと。それぞれが特色を持っていていいんだということなので、教育委員会が一方的にああやれ、こうやれという時代ではないと。教育委員会とするとこういうことを考えているので、方向性を示しますので、各学校ではこのことを頭に入れながら、各学校いろいろな地域事情だとか子どもの状況があるでしょうから、そういうことで学校の裁量でもってつくってくださいよと、その指針なのですね。

ですから、教育委員会が「主体的に各学校こういうことに従ってやってもらいたい」という部分と、「方向性を示すので、頭に入れながら各学校の事情を入れてそれぞれが教育課程を考えてください」、その二通りが中に含まれていますので、その辺のところはご理解いただきたい。

藤本委員長 このことはいま教育長がおっしゃったとおりだと思いますので、指導課のほうでは十分ご承知の上だと思いますが、そういう意味では、先ほどのこういう指針を示しておいて、二重丸をつけないで、学校でその重点化をするという方向は私は非常にいいことだと個人的には思いますけれども。

今言ったようなことなどを含めてお願いしたいと思いますけれども、指導課長。

樋口指導課長 今いただいたご意見、また指導課で再検討させていただきまして、教育長から話がございましたが、教育課程編成に生きるように、つまりは子どもたちの教育に生きる、そういう指針でまとめまして次回お示しをさせていただきたいというように思っております。

ご質問いただきました中でサポートセンター準備室でございますけれども、現在の機能としましては、2、3年次教員研修の講師をやっていただいたり、あるいは学生ボランティアの派遣やとりまとめ、または学級の荒れへの支援、そのようなことでまさに学校をサポートしておるわけでございますが、今後、研修機能が図れるような、そのような取り組みも行っていきたいということで検討しておるところでございます。

大切なところを落としてしまして恐縮ございました。「社会のために」のウの郷土意識の育成では、やはり郷土や地域を愛する態度だけではなくて、心情や態度ということでそのところも文言を入れてございます。主部につきましては、先ほどご指摘いただいたようにまた主部を検討させていただきます。



藤本委員長 小林委員。

小林委員 学校サポートセンター準備室というのは、準備というのはどういう、これから「準備」がとれるということですか。

藤本委員長 指導課長。

樋口指導課長 全体の体制と、短期の見通し中期の見通しを考えて、今後この名称をどうしていくかということについて、前向きに検討してまいりたいというように考えております。

藤本委員長 私も、準備室の実体としてはわかるのですけれども、文言としてここに準備室というのが出てくるのはいかなものかなという感じはちょっとして、小林委員と同じ気持ちだったものですから。小林委員、いかがですか。

小林委員 準備室というと、まだ正式にできていないような状況を思い浮かべてしまうので、それと連携、そこまで頼れるものなのかなというような気がしてしまいますので、名称を考えていただいたほうがいいかもしれません。

藤本委員長 指導課長。

樋口指導課長 18年度中に教育委員会でまとめましたら正式に各校長に示さなければならぬ、現段階では準備室という本年度の言葉で今のところはおさえておきたいかなというようにも思っておりますけれども、ご指摘のあったとおり、今後早い段階で研修機能も含めたサポートセンターへというように転換してまいりたいと、そのように思っております。

藤本委員長 小林委員。

小林委員 細かいことで今のところですが、問題行動の早期発見・早期対応という新しい早期対応という言葉が出てきたので、イの見出しのところも早期発見・早期対応というようにしたほうがいいのではないのでしょうか、つまらないことですが。下の文章がそうになっているので統一したほうがよろしいのではないかとことです。表現の問題ですので、せっかく下をよく直していただいたので、上も同じにしたほうがいいのではないかと思います。

藤本委員長 牧野委員。

牧野委員 今の改正教育基本法の中の愛国心という言葉ですとか、公共のという言葉ですとか、そういう新しくと言いますか、今まであったのですけれどもそれを強調するようなそういう文言が今出てきていますね。新しくこれから提示されてくる課題だろうと思えますけれども、それによって教育課程が編成されてくる中で、例えば道徳教育ですとか特別活動ですとか、そういう活動の中で出てくる文言というものをやはりある程度先取りをしながら、例えば4番のウの郷土の問題、そこから始まって愛国心へとつながるといようなそういう部分が出てくると思えますけれども、それから自他の尊重を促しながら愛国心へとつなげていくとか、そういういろいろなつながりがありますけれども、国を愛するという、改めて言うわけではなくて、もっと下から、国を愛する文言がどこかで出てこないかなという気がするのですね。

それから公共との関係、市民力という部分と公共性という部分、これはこれからの大きな課題になってくるだろうなというように思いますので、その辺も含めて、先取りというより

も、もう来年から始まって来るわけですから、それも含めて考えたほうが良いと思いますけれども。

藤本委員長 教育長。

大澤教育長 先取りということは確かに、法律も通ったことですからそういう意識は必要なのではと思いますが、ここに家庭だとか連携だとか心情、入れたのはその辺のところは一応我々としては結構思い切って取り入れたという考えであるのですね。基本法は通りましたけれども、これから3桁にわたる学校教育法をはじめとする法律改正がありますから、今の段階であまり踏み込み過ぎても。せめてそういうような言葉をちらちらと紛れ込ませることでもって、一応前向きに考えているんだというようにご理解いただければありがたいというように思います。

藤本委員長 小林委員、その辺はどうですか。

小林委員 このぐらいでいいと思います。

藤本委員長 古木委員はどうですか。

古木委員 結構です。

藤本委員長 私も牧野委員のおっしゃることはよくわかるのですけれども、あまり立川市で先取りしていくのがベストではないと。いずれそうなるということはもう見えているような感じはしますけれども、やはりこれは着実に、地についたもので、できるだけ身近な手の届くようなところの範囲をお示したほうがいいのではないかなという感じはするのですけれども、どうですか。牧野委員。

牧野委員 僕はちょっと違うんです。やはりあくまでも指針ですから、我々がつくる、教育委員会がつくる指針というのは、国や東京都のそういうものを受けてつくるわけですから、立川市ももちろん入っていますけれども、国、都の考え方をある程度尊重しながら立川市のものでつくっていく。それから教育基本法の改正の中の今度は教育課程の編成がありますから、そういったことはまだこれからの大きな課題ですけれども、そういうところにもふれてくるのは目に見えてわかっているわけですから、ある程度の先行型でいっても後々そこに帰ってくるかなという気持ちがあるものだから、先行という言葉を使ってはおかしいですけれども、そういうものも頭に入れながらやっていくと、指針を示すと、ということは教育委員会としては大事なことだと思いますよ。

藤本委員長 教育長。

大澤教育長 その考え方は私も賛成です。ただ、教育指針は学校が実務的に19年度どう経営を進めるかという、本当に身近な問題ですので、法律が変わって、学校教育基本法が変わって、地教行法が変わって、それから指導要領が変わってということもありますので、これは教育委員会として高い理念として掲げるならば公共心だとか家庭との連携だとか、徳目の関係ですね。そういうものだとか不当な支配の問題だとか、そういうものを謳うのはいいのだけれども、これは実務的な部分でありますので、だいたい教育基本法で盛り込まれているも

のについてはここで漏れているものはないと思います。

ですから、改正教育基本法を受けてつくったんだよという形に、今の段階ではあまり大きさに示さないほうがいいかなと、思い込ませるといようなことでもってここでは。たぶん20年度になると、やはりスパッと出せるものというは出てくるだろうと思うのですが、19年でありますので、1ヵ月も経たない段階で、基本法が決まったばかりでありますので、19年度はこのくらいでいかなるを得ないのかなと私は考えております。

ただ、考え方として新しい教育が踏み出すのですから、やはりそういう新しいところについて先取りをしてどんどん進めていいではないかという、そういうような積極的な気持ちの部分には理解はできます。

藤本委員長 というような、ねらいとしては皆同じような気持ちを持っていながらも、一歩先へ行くか、ここまでで抑えておくかということだろうと思いますので、その辺も頭に置きながら立川の指針をまとめていただければと。また再提案していただければと、このように思いますので、よろしくどうぞ。

はい、指導課長。

樋口指導課長 今ご意見いただきまして、また委員の皆様にご覧をいただいて、ご意見等ございましたら、ファックスでも結構でございますので、指導課長宛いただければと思います。よろしくお願いたします。

藤本委員長 以上でこの件は終わりにさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

---

## 報 告

### (2) 事業後援について(3件)

藤本委員長 報告(2) 事業後援について(3件)、生涯学習課長。

府中生涯学習課長 それでは報告事項の2番目、事業後援につきまして3件、教育委員会で事業後援をしたという承認手続きの報告をさせていただきます。

1件目でございますが、社団法人倫理研究所家庭倫理の会立川サークル。

事業の内容ですが、第34回フォーラムTama。来年の2月25日、昭島市市民交流センターで実施する事業でございます。有料の事業でございます。

2件目は、財団法人立川市地域文化振興財団の事業でございます。

第14回たちかわアートギャラリー展。来年の5月20日から27日の期間で開催。立川市市民会館で実施。無料の事業でございます。

3件目でございますが、特別非営利活動法人立川子ども劇場。

事業の内容ですが、鑑賞例会「のそのそによるよる」の公演ということで、来年の2月3日土曜日、立川市中央公民館で開催。有料の事業でございます。

3件とも同様の事業を既に承認してございますので、教育委員会事業後援をしたという報告でございます。申請書を添付してございますので、何かご質問がありましたらよろしくお

願います。

藤本委員長 ありがとうございます。3件とも過去に類似の形でやっているものですから、まとめて何かご質問、ご意見がございましたら伺います。

〔発言する者なし〕

藤本委員長 なければ、以上報告を受けたということでよろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

藤本委員長 ありがとうございます。

---

#### その他

藤本委員長 4番、その他に入ります。指導課長、お願いします。

樋口指導課長 それでは、12月24日曜日に対応いたしました生命に関わる重大な事件の未然防止に向けた教育委員会の対応報告ということで報告させていただきます。

これは、11月13日に差出人不明のいじめを原因とする自殺予告の手紙が文部科学省に届けられまして、手紙の中に「12月24日に学校で死ぬ」と記載されていたことを受けて、都立学校または各市教委で様々な対応を行いました。その中で立川市教育委員会がとった対応についてでございます。

この手紙は、蒲田の消印で、文面の中に東京の下のほうの区に住んでいるという言葉がございましたけれども、立川市教育委員会といたしましては、まず各学校に対しまして、年末年始における生活指導の通知の中で、冬期休業日前の事故の未然防止を図るための事前指導の徹底を図ると、そういうことを各学校に指導したところですが、改めて各学校で児童・生徒の状況を把握すること、命に関わる重大な事件が起こることがないように各学校の施錠の確認、学校管理人への連絡、週休日等における緊急時の連絡体制等の徹底、そのことを各学校へ周知と依頼をお願いいたしました。

予告のございました12月24日は、教育委員会では職員が9時から5時、待機をしております、各学校に対して緊急の際は教職員係の直接の電話へ連絡するよとということで、吉岡教育部長名で各学校へ事務連絡の文書を送りました。同日の対応はそのようにさせていただきます、何事もなかったということでございます。

以上でございます。

藤本委員長 という報告でございますので、何事もなくてよかったですね。ありがとうございます。はい、牧野委員。

牧野委員 最近、いじめ予告という状況で、文部科学省ですとか各新聞社等に宛てられてくるわけですが、それに対して各地教委は、その神経をとがらせながら今のような対応をしていかなければいけないということになっているわけです。これに対してもう少し命の大切さというか、そういう電話に対する、もしくは情報の整理、というのは非常に難しいのですけれども、起きてしまったらもっと大変な問題になるのでやらざるを得ないというそこに課題があるのですけれども、そういうことになってくると、教育委員会を含めて現場もそ

うですが、余りにも振り回され過ぎてしまっているような気がするのですね。

その辺のところの対応の仕方は、来年度はもう少し考えていかない限りは振り回されてしまって、労多くして云々ではないけれども、何かそういう気がするのですね。そのところは、やはり地域との連携を深めながらやっていくという、青少年協議会との関係もやっていかなければいけないのではないかと思いますので、来年度の課題として、今年はもう終わりであれですけれども、これだけ振り回されてしまいますとやはり考えが出てくるものですから、どうなのかなという疑問を持つのですけれどもね。ただ、やらないと、それが起きた時の後処理がもっと大変になってくることはわかるのですけれども、この辺はどうでしょうか。

藤本委員長 教育長。

大澤教育長 私のほうも振り回されているというのでしょうか、そういうように思いますけれども、これはやはり万が一の可能性もなくはないという、やはり対応をせざるを得ないというのでしょうか、もし教育委員の皆さん方に一つのアドバイスでもあれば是非伺いたいところなのですが、重々わかるのですね。マスコミ等の報道によってちょっと過敏になりすぎているのかなというところもあるのですが、でも今、12,000人からの子どもがいますから、万が一というと、あり得るという話。そうなると学校にも迷惑をかけますし、いろいろなところにも迷惑をかけるのだけれども、それなりの大きい体制か小さい体制かという違いがありますけれども、何か対応を全くしないわけにはいかないという難しさがあるので、そんなこと何かアドバイスでもあれば、いただければ大変ありがたいというように思います。

藤本委員長 妙な電話だとか、妙な手紙だとか、何かいろいろありまして、今までもいろいろ問題になりましたけれども、新聞協会のほうなどもいろいろな申し合わせをしたように伺っております。これが一つの連鎖反応を起こして、世間を不安に陥れているのではないかと。しかしいま教育長がお話したように、万が一あったらということはどうしても拭い去れませんので、我々はこんなことはあってはいけないと思いながらも、やはりその場その場で最大限の努力を惜しまぬようにしていかなければならないのではないかと思っております。

はい、小林委員。

小林委員 私が何か対応したというわけではないので言いにくいのですが、やはり本当に自殺を考えている子がいたとしたら、その子一人のためにみんながこうして努力をしているんだということがわかって、自殺を踏みとどまっているということだってあるかもしれませんし、ほかの子どもたちが大人のそういう姿を見ていて、子どもを大切にしているんだ、命を大切にしてくれているんだというのを気がつくということだってあるかもしれませんので、一見無駄なように思えても、それは見えない効果というのがあるのではないかと私はそう信じてやっていないといけないと思います。是非これからもできるだけのことをしていただきたいし、もしできることがあれば、協力もしたいと思います。

藤本委員長 前回のときに私も申し上げましたけれども、いじめというのはなくならないものだろうなど。ただ、定義が定義だけに、みんなが私はいじめないんだよ、人権を大事にしているんだよ、命を大切にしているんだよという気持ちを全員が持てば。私は、ゼロとはいかなくても、それに近い数字になり得るのだろうと思うのですね。

ただ、そういうことができない人たちがいるものだから、それからいま小林委員が言ったように、実際に「助けてよー」、「これを気がついてくれないの」と言っているのがどこかにあるから今でも記事になったりしていますね。ですから、そういうものに対しては、我々はやはり最大限の努力をしていかなければいけないなというように思っております。

はい、教育部長。

吉岡教育部長 この件に関して、いじめということもありますけれども、やはり全部管理職等をお願いしている立場から言います。きょうは本当にいろいろなご意見、腹の中から出る意見、ありがとうございました。

今後の教育の中で一番大きいと思いますが、申し訳ございませんが、現代の匿名社会、これが成し得ていることはたぶんにあると思っております。ですからいま小林委員が言われたように、本当に悩んでいる子ども、います。その反面、匿名社会ということの中で面白がっている者もいます。ですからその声をどう聞き分けるんだということを今一番悩んでおります。ですから我々是对応しているわけであって、これは誰がつくり出したんだと。今の大人たちがつくり出したんです、ITがつくり出したんです。ですからこれ教育の現場へ、匿名社会というこわさ、これを下ろしていただきたいなというのは、申し訳ありません、感じている言葉でございます。

藤本委員長 我々も心してかかってまいりましょう。ありがとうございました。

---

#### その他

藤本委員長 それではその他の2番、補正予算の件について、渡邊総務課長、お願いします。

渡邊総務課長 それでは、平成18年度の12月議会におきます一般会計の補正予算についてご報告させていただきます。ご報告の前に、資料を配らせていただきます。

まず1枚目の5ページ、第3表の債務負担行為補正ということで、小学校校舎耐震補強工事実施設計委託、中学校校舎耐震補強工事実施設計委託ということで、金額につきましては、小学校が28,904,000円、中学校が6,917,000円ということで、この実施設計につきましては、小学校が第三小学校、第五小学校、第九小学校、大山小学校、この4校の実施設計の委託料として補正をしております。中学校につきましては、第九中学校1校の実施設計の委託料を補正しております。

なお、小学校、中学校とも、これは20年度に工事を行う学校の補正としております。原則的には20年度の工事ですから19年度の当初予算に載せるというのが普通であります。設計の委託関係の担当課から、どうしてももう少し前もって設計の委託を出したいという意向がありましたので、債務負担行為ということで、本年度に契約を結び、最終的には来年の10

月ごろに設計ができあがるというような形をとりますので、こういう債務負担行為の補正と  
いうことの措置を講じさせていただいております。

あと、総務課の部分につきましては、43 ページのところに賃金ということで、これは総務  
課でこの教育委員会の概ねの臨時職員の賃金をすべて統括して執行しております。昨今なか  
なか長期の休務者、産休、育休というような形で非常に正規の職員の休みというものが多い  
ものですから、そのために臨時の職員を採用することが多くなっているということで、今回  
16,747,000 円という形で補正を組んでおります。

そのつぎの 3、一般管理に要する経費の中の 400,000 円の修繕料、これにつきましては、  
本年の 7 月の落雷によりまして旧多摩川小学校の監視カメラが破損いたしまして、そのため  
の修繕ということで、今まで何とか直るかと思っておりましたが、とうとう直らないという  
ことで、最終的に修繕料を補正を取りまして直すということでございます。

総務課は以上でございます。

つぎに学務課、指導課、学校給食課、生涯学習課、体育課という順番で補正の説明をさせ  
ていただきます。

藤本委員長 学務課、お願いします。

島田学務課長 学務課関係の補正は 3 点ございます。申し訳ありませんが、お手元の資料と  
のページあわせがこちらの資料ではできないのですけれども、43 ページからございます。

1 つが燃料費の関係でありますけれども、これはひとつには重油、灯油が値上がりしてい  
るということでそれに対する対応と、それから昨年非常に寒かった中で、非常に寒い思いを  
されているというご指摘をいただきましたので、昨年実績の 1.2 倍を見込むということで、  
小学校の関係が補正額が 4,176,000 円、中学校の関係が 3,364,000 円ということで計  
7,540,000 円を補正いたしました。この結果、当初が 17,691,000 円だったものが 25,231,000  
円というように計 7,540,000 円、約 40 数パーセントアップいたしましたので今年度の対応は  
できるものというように考えております。

もう 1 つが、夏にプールでの吸い込み死亡事故によって、プールを、20 校だったと思いま  
すけれども、すべて抜いて修繕の必要性を調査いたしました。これの関係で水道料と下水道  
料の両方が前年度と比べて大幅に使用料が上がりましたので、それぞれ小学校が 2,493,000  
円、中学校は 1,733,000 円、計 4,226,000 円の補正を行っております。

3 点目が、既にご報告いたしましたけれども、小型焼却炉の撤去解体の委託費用をという  
ことで、小学校分については 13 基分、中学校分については 5 基分、計 18 基分を合計で  
14,959,655 円の新たな補正が認められまして、ここで安全に解体撤去するために委託契約を  
結ぼうとしているところであります。

以上です。

藤本委員長 指導課、お願いします。

樋口指導課長 指導課はお手元の資料の 43 ページにございます 13 の委託料でございます。  
教育研究、教育指導に要する経費というところでの委託料、これは中学校部活動授業に関し

ましてでございます。1,126,000 円ということで補正予算を組ませていただいております。これは部活動の指導に当たる教員、外部指導員への指導費、本年度も大変一生懸命やっただきまして、3 期に分けてお支払をしているところですが、3 期分がちょっと厳しい状況になりまして、そのことで補正を組ませていただきました。

以上でございます。

藤本委員長 学校給食課長。

佐島学校給食課長 学校給食課の補正につきましてご説明をいたします。

45 ページから 47 ページ、学校保健体育費でございます。これにつきましては、需用費の印刷製本費、委託料の給食調理等業務につきまして補正を出したものでございます。これにつきましては、中学校の喫食率が伸びておりますので、当初 63% という形で喫食率を当初予算は出しましたけれども、17 年度が 68.1 ということでだいぶ伸びております。その 68.1% で算出をしまして、その足りない分を補正を出した部分でございます。なお印刷製本費のほうは、これはランチカードの印刷製本費でございます。

続きまして 49 ページ 4 の共同調理場運営費でございます。これにつきましては、先ほど学務課長も言われましたけれども、燃料費の高騰等で不足額が見込まれますので、光熱水費で電気料、ガス代、水道料、下水道料を 4,400,000 ほど補正させていただきました。

学校給食課からは以上でございます。

藤本委員長 生涯学習課長。

府中生涯学習課長 生涯学習課から補正予算をお願いした件、ご説明させていただきます。お手元の資料の 47 ページをお開きください。

工事請負費の欄でございますが、学習等供用施設管理運営に要する経費 1,157,000 円の補正予算をお認めいただきました。内容でございますが、学習等供用施設の改修というように書いてございますが、西砂会館の施設でございます変圧器というのでしょうか、電流をコントロールするような機器がございます。その電流が地上に流すというような、落雷等の関係でということであるのですが、それが落雷のため一部破損ということ、その関係で周辺の住宅に電流の流れが低電流みたいになって、そういうような状況になってご迷惑をかけているというような状況がございました。そういう意味で、その変圧器、変電器等の、類する機器ですが、これを新しいものに交換したということでございます。

続きまして 49 ページでございますが、その中の需用費、修繕費というところでございます。林間施設の管理運営に要する経費で 882,000 円という数字を載せてございますが、備品購入費でレンジということでございます。これは八ヶ岳山荘の調理室でございます。耐用年数 12 年のその調理器が、いわゆるガス機器なのですが、8 個くらいついているような機器でございます。だいぶ傷んでおまして修理をして使ってきました。ところがもう修繕がだいぶきかないということで、宿泊施設がいっぱい有的时候きにガスレンジが動かなくなった場合はぞっとするというようなことございまして、早めに手をかけたいということで、年末年始までには新しいものを入れ替えないのですけれども、中学校の移動教室が始まる前には臨時休



館をとってでも入れ替えたいなというようなことで、ガスレンジ、商売用のというようなことの大きなものをここで購入をするという補正予算でございます。

以上でございます。

藤本委員長 体育課長。

田中体育課長 体育課からご報告いたします。

まず 10 教育費、それから 5 の保健体育費の中の 49 ページになります。競技場等の管理運営費及び整備に要する経費の中で、体育課としましては 1,265,000 円の補正をしております。その内訳ですが、11 需用費、これの修繕料で 1,229,000 円を計上しました。この内容は、陸上競技場の管理棟の屋根の部分が非常に老朽化している。雨漏り等はげしいという状況の中で、屋根の部分を改修する費用でございます。

もう一つ、22 節の保証・補填費及び賠償金ですが、これは立川基地跡地関連地区の土地区画整理事業換地処分精算金ということで、その部分に泉町庭球場の部分が当てはまるというような形の中で、36,000 円の補正をいたしました。これは都市再生機構のほうに支払うという形になっています。合計 1,265,000 円の補正額でございます。

以上です。

藤本委員長 図書館長。

藤田図書館長 46、47 ページをお開き願いたいと思います。その図書館費の中で、公有財産購入費補正額 1,586,842,000 円ということでこれを補正いたしました。

以上です。

藤本委員長 教育長、説明してください。

大澤教育長 1,586,842,000 円ですが、これは平成 7 年に中央図書館が開設しました。その当時は東京都都市整備公団が持っていたのですか、その床を買っているのですね、中央図書館の。当初は 200 億を超えておりましたが、その当時年利が 3 点何パーセントという高い年利で借りておりましたので、今相当金利が安くなっておりますので、安い金利で借りて、それでもって繰り上げ償還をしていると。大きな整備公団への償還金を安い利息で借りたお金でもって払って、それでもって整備公団のほうの残債を減らそうということです。

当初 190 億ばかりあった債務が、これによって確か 90 億を割るぐらいに現在なっています。ほとんど毎年 10 数億ずつ繰り上げ償還をするという、そういう内容でございます。

藤本委員長 教育部長。

吉岡教育部長 以上がこの間補正をさせていただいた内容ですが、いま各課長のほうから説明がありましたように、この 12 月議会で細かい質問から今みたいな大きい質問まで出ておりました。今回、10 何億と聞くと非常に大きいものがあると思いますけれども、これは借り換えで金利を低く抑えるということで、既に 2 億いくら余剰金が、こういう行為によって出ているはずで。以上です。

藤本委員長 ご質問、ございませんね。

〔発言する者なし〕

藤本委員長 ありがとうございます。各課長さんもありありがとうございました。

---

藤本委員長 宿澤公民館長、成人式のことをもう一回皆さんにPRしておいてください。

宿澤公民館長 成人式につきましては、前回の教育委員会でご案内させていただきましたけれども、1月8日午後1時より、立川市市民会館大ホールでとり行います。当日の対象者は2,018名、その70%程度がご参加いただけるかと思っております。

内容につきましては、先般ご案内しましたとおり、地域の青少健の委員の方に実行委員としてご参加いただきまして、手づくりの成人式を予定しております。是非ご参加いただきまして、ご覧いただければと思っております。

藤本委員長 皆さん、是非ご参加いただければと思います。

はい、指導課長。

樋口指導課長 学校教育の指針、先ほどファックス等で連絡をいただければというように申し上げましたけれども、大変恐縮でございますが、1月4日までにいただければというように思います。次回の教育委員会の日程等々を考えますと、3連休もございますので、4日の日までにいただけますとありがたいと思います。

小林委員 きょう言ったこと以外のことですか。

樋口指導課長 そうでございます。何かお気づきの点があればということで、申し訳ございません。

藤本委員長 きょうお話の分が全部採用されるかどうかわかりませんが、どうぞよろしくお願いします。

それでは以上で終わりますけれども、次回は年明けの1月11日木曜日、平成19年第1回ということで、13時30分から行います。

ただし、その日は10時から、市長の予算に関する意見を述べる機会がございますので、委員の皆さんはここに集っていただいて、市長室のほうに行くということになりますが、10時からということですので、その前、9時ですか、9時半でいいですか、教育長。

大澤教育長 要望する事項をまとめて、皆さん方にご説明をして、それでもってご理解いただいて、市長のところに行ってご発言いただくということになっていきますので、よろしかったら9時に、1時間前ということで。

藤本委員長 ということで、皆さん9時に教育長室へお集まりいただきたいというように思います。

---

#### 閉会の辞

藤本委員長 それでは、以上で本日の定例会は終了いたします。皆さんどうぞ元気でよいお年をお迎えくださいませ。ありがとうございました。

午後 3時37分閉会

署名委員

.....

委員長